

# 愛知大学野球連盟 審判委員会規約

## 1 役員

(1) 審判委員会に、次の役員をおく。

委員長 1名  
副委員長 2名  
幹事 3名

(2) 委員長

イ 委員長は、審判委員を常に把握し、公平な割り当てを行う。また、試合運行を円滑ならしめ、試合上の紛争に対して適正なる処置または判定を与えるなど、試合運営上の一切の責任をもち、大学野球リーグの発展に協力する。

ロ 委員長は、審判委員の互選に基づき、会長が委嘱する。

ハ 委員長の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(3) 副委員長

イ 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その業務を代行する。

ロ 副委員長は、委員長の指名とする。

ハ 副委員長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(4) 幹事

イ 幹事は、常に審判技術の研究に努め、後輩の指導を行う。

ロ 幹事は、審判委員の中より選出する。

ハ 幹事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

## 2 審判委員

(1) 審判委員は、常に審判技術の向上に努め、試合の運行に対して全責任をもってあたり、指導者の立場で学生野球の育成に協力する。

(2) 審判委員は、加盟大学の推薦、または、すでに審判委員の職にある者2名以上の推薦に基づき、理事会の承認をえて、会長が委嘱する。

(3) 審判委員会において、審判委員として不相当と認められた者については、委員会を通して会長および理事会に報告し、理事会の承認をえて、会長が解任する。

(4) 審判委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

## 3 審判委員会

(1) 審判委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員の過半数の請求があったとき、および、理事会の要請があったときに、委員長が招集して、開催する。

(2) 審判委員会の開催は、委員の2分の1以上の出席を必要とする。

(3) 審判委員会の決議は、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 4 審判講習会

原則として、年に1回以上、審判講習会または研修会を行うものとする。

## 5 その他

(1) 本規約の改廃は、愛知大学野球連盟理事会の議決による。

(2) 本規約の細則は、別に定めるところによる。

(3) 本規約は、2014年1月1日から施行する。(本規約の改廃について追加)